

平成 25 年 12 月 12 日

島田紳助氏及び当社と講談社との訴訟について控訴審判決のお知らせ

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

当社及び島田紳助氏が、平成 24 年 9 月 15 日及び同月 22 日付発売の FRIDAY に掲載された記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である秋吉敦司氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京高等裁判所において、当社及び島田紳助氏を全面的に勝訴させる第一審判決を維持し、講談社側の控訴を棄却する判決が言い渡されましたので、ご報告いたします。

株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対しては、高等裁判所においても明確に名誉毀損の責任が認められたことを真摯に反省し、特に、第一審判決が、写真の「撮影態様も悪質」であると断じており、この判断を高等裁判所も維持していることなども踏まえ、今後、適切な取材の体制を整えていただき、二度と同様の名誉棄損記事を掲載することのないよう強く求めます。

当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上